

西東京都市計画道路 3・4・11号 練馬東村山線 事業概要・測量説明会

日時 平成29年8月6日（日）
平成29年8月10日（木）
午後7時00分から午後8時30分まで

場所 西東京市住吉福祉会館ルピナス（4階大広間）
西東京市保谷こもれびホール（3階小ホール）



西東京市

1 事業概要について

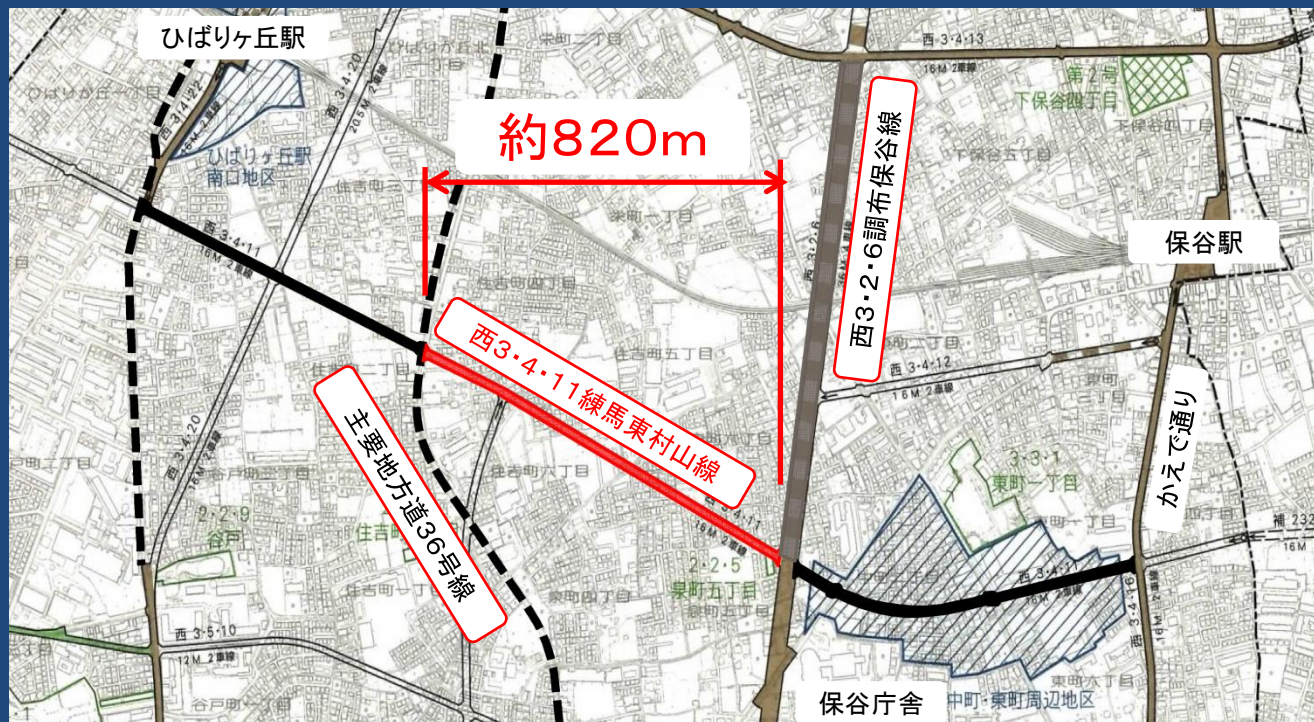
説明会趣旨

説明会趣旨

- 西東京都市計画道路 3・4・1 1号練馬東村山線の整備事業を行うにあたり、本事業の概要と今後の測量の進め方について、説明させていただきます。

説明会趣旨

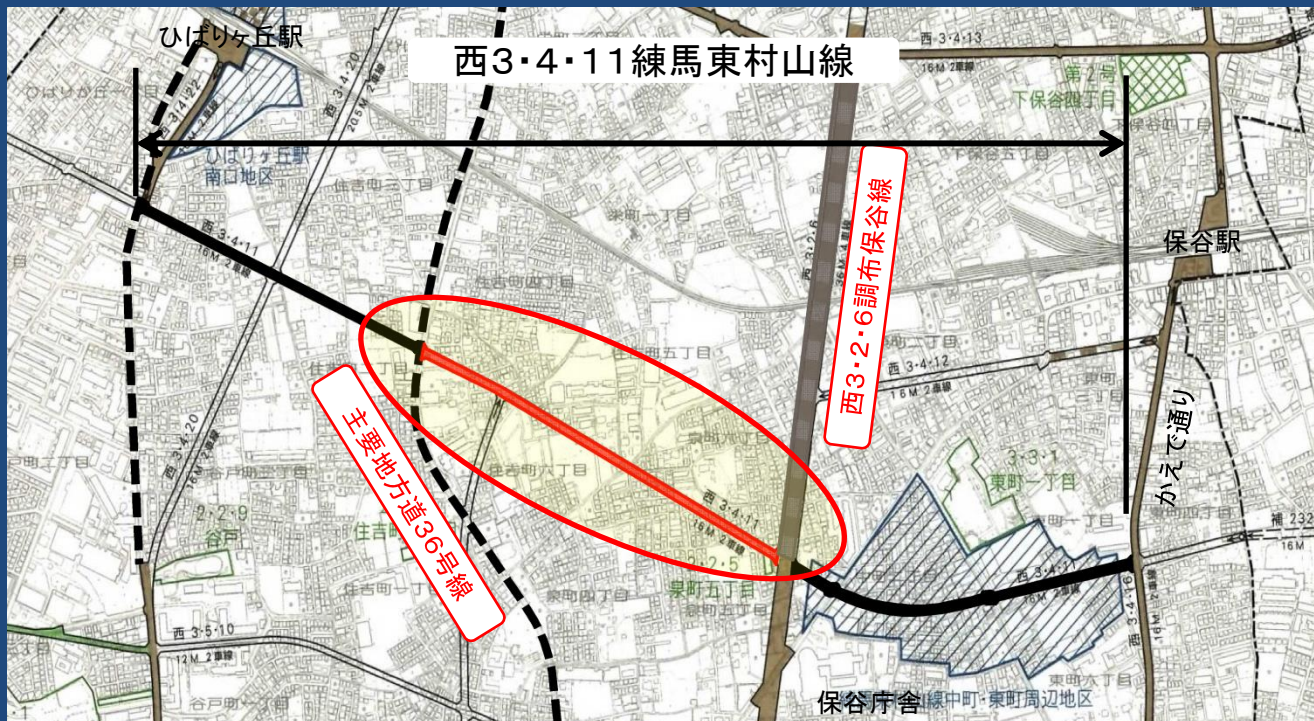
- 今回は、西東京3・2・6号調布保谷線から主要地方道36号線までの約820mの区間において、事業着手に向けた準備として測量作業を実施させていただきます。



事業の位置づけ

事業の位置づけ

- 本路線は、都市計画道路3・2・6号調布保谷線と主要地方道36号線を結ぶ、主要な都市計画道路の一区間であり市内の幹線道路です。



事業の位置づけ

- 本路線が整備されることにより、市内東西の道路ネットワーク（かえで通りからひばりヶ丘駅周辺）が強化され利便性や防災性が向上するとともに、安全で快適な道路空間が確保されます。



事業の効果

事業の効果

- 道路ネットワークの強化による利便性の向上
- 地域の防災機能の向上
- 安全で快適な道路空間の確保

第三次みちづくり・まちづくりパートナー事業

第三次

みちづくり・まちづくりパートナー事業とは

①事業概要

多摩地域の都道のうち、優先整備路線以外で、交通の円滑化・歩行者の安全性・利便性の向上など地域のまちづくりに寄与する道路について、東京都と地元自治体が連携・協力し整備を行う事業です。

②事業期間 平成29年度～38年度

③施行者 市町村

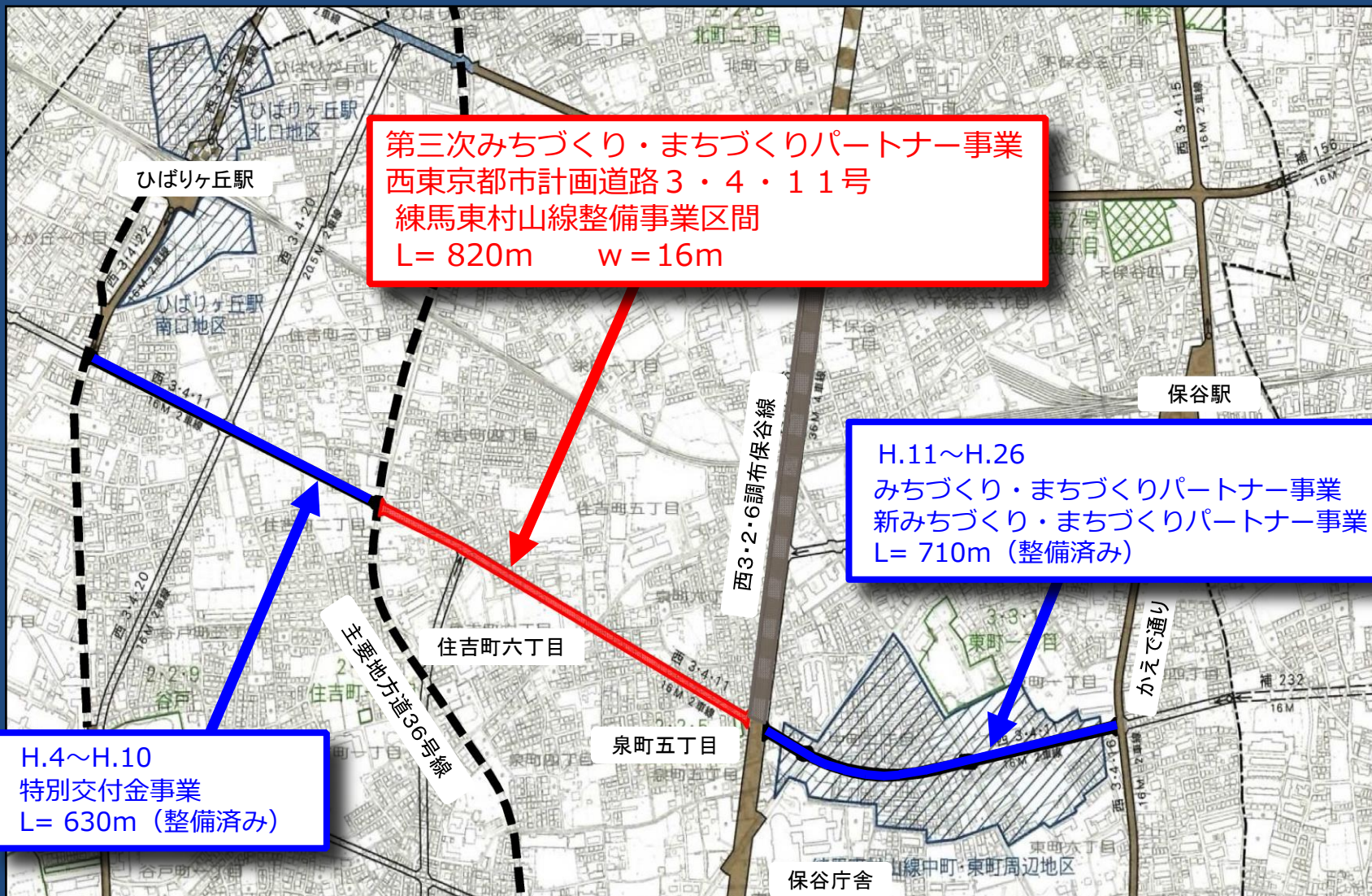
④西東京市の対象路線

- ・西東京都市計画道路 3・4・11号
練馬東村山線
- ・西東京市泉町五丁目～住吉町六丁目地内
- ・延長 約820m
- ・幅員 16m（車線数：2車線）

⑤整備効果

- ・道路ネットワークの強化による利便性の向上
- ・地域の防災機能の向上
- ・安全で快適な道路空間の確保

⑥第三次みちづくり・まちづくりパートナー事業 位置図



⑦第三次みちづくり・まちづくりパートナー事業 全体事業スケジュール

年 度 項 目	H29				H30				H31				H32				H33				~				H38							
	事業概要及び測量説明会	■																														
現況測量		■	■																													
用地測量					■	■	■	■																								
事業認可取得									■	■	■	■																				
事業説明・用地説明会 用地の取得 工事の実施													■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■

西東京都市計画道路 3・4・11号 練馬東村山線 整備事業の流れ

① 事業概要・測量説明会



本日

④ 事業認可
(都市計画法第59条)



H31年度
予定

⑦ 契約・補償金の支払い



⑩ 工事着手



② 現況測量の実施

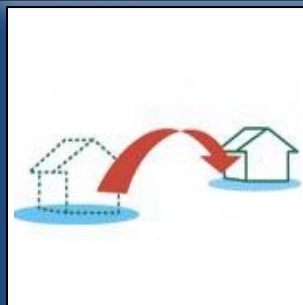


H29年度
末まで

⑤ 事業説明・用地説明会



⑧ 物件移転



⑪ 竣工・供用開始



③ 用地測量、道路予備設計
の実施(権利者対象)

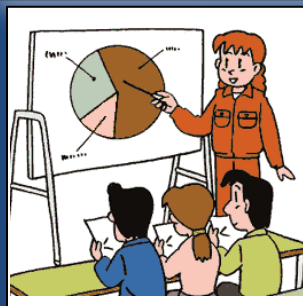


H30年度
実施

⑥ 用地折衝・協議



⑨ 工事のお知らせ



・出典:「地籍調査の流れ」(国土交通省 地籍調査Webサイト)
<http://www.chiseki.go.jp/about/flow/index.html>
 ・出典:「用地補償の流れ」
 (国土交通省 近畿地方整備局Webサイト)
<https://www.kkr.mlit.go.jp/land/hosyoususumekata.html>
 ・出典:「地籍調査の進め方」(太田市Webサイト)
<http://www.city.ota.gunma.jp/005gyosei/0080-002sankei-seibi/susumekata.html>

上記のイラストを加工して作成しています。

2 平成29年度実施測量 について

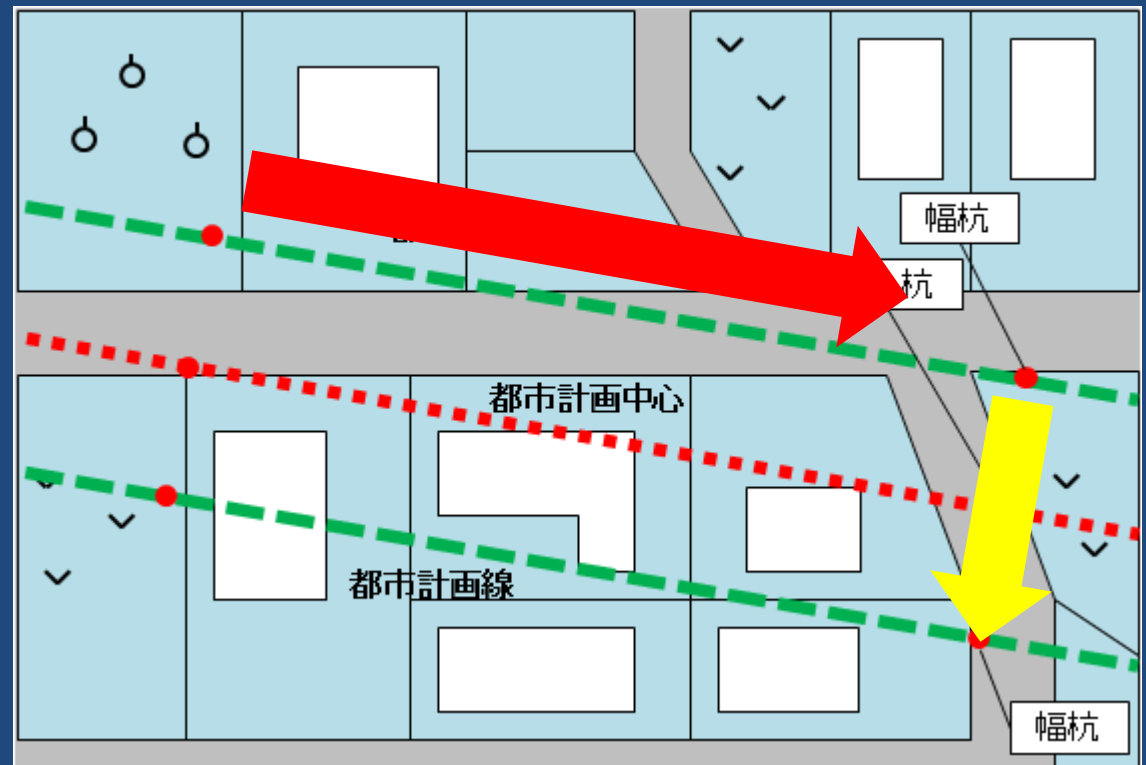
現況測量とは

現況測量では、事業予定地周辺にある皆様方の土地や建物の位置、周辺道路の形状などを測量し、現況平面図を作成します。

さらに、その図面に都市計画線を重ね、土地、建物等との位置関係を明らかにします。ただし、事業の範囲は、この段階では決定していません。

●現況測量の流れ

1. 測量の基準となる点の設置
2. 皆様方の土地や建物、道路等の位置の測量
3. 都市計画道路の中心杭および幅杭の設置
4. 都市計画道路の縦断及び横断方向の高さの測量



現況測量の実施にあたって

- ①測量作業は西東京市が委託した“日本設計株式会社”が行います。
- ②測量作業を行う者は腕章を付け、西東京市が発行した身分証明書を携帯しています。

身分証明書			
請負者	住所	東京都渋谷区道玄坂2-16-8道玄坂坂本ビル	
	名称	日本設計株式会社東京支店	
作業員	氏名	西東京 太郎	
上記の者は、西東京都市計画道路3・4・11号線測量等委託委託契約に基づき、測量業務を行う者であることを証明する。			
写真	有効期間	自	平成29年 6月 16日
		至	平成30年 3月 15日
	発行日	平成29年 6月 16日	
	発行者	西東京市長 丸山 浩一	

現況測量範囲

測量範囲は、道路の調査・検討に必要な範囲を
予定しています。



今年度のスケジュール

①測量実施のお知らせ配布

平成29年8月下旬（予定）

②現況測量実施期間

平成29年9月上旬～平成30年3月上旬

測量作業につきましては、みなさまのご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

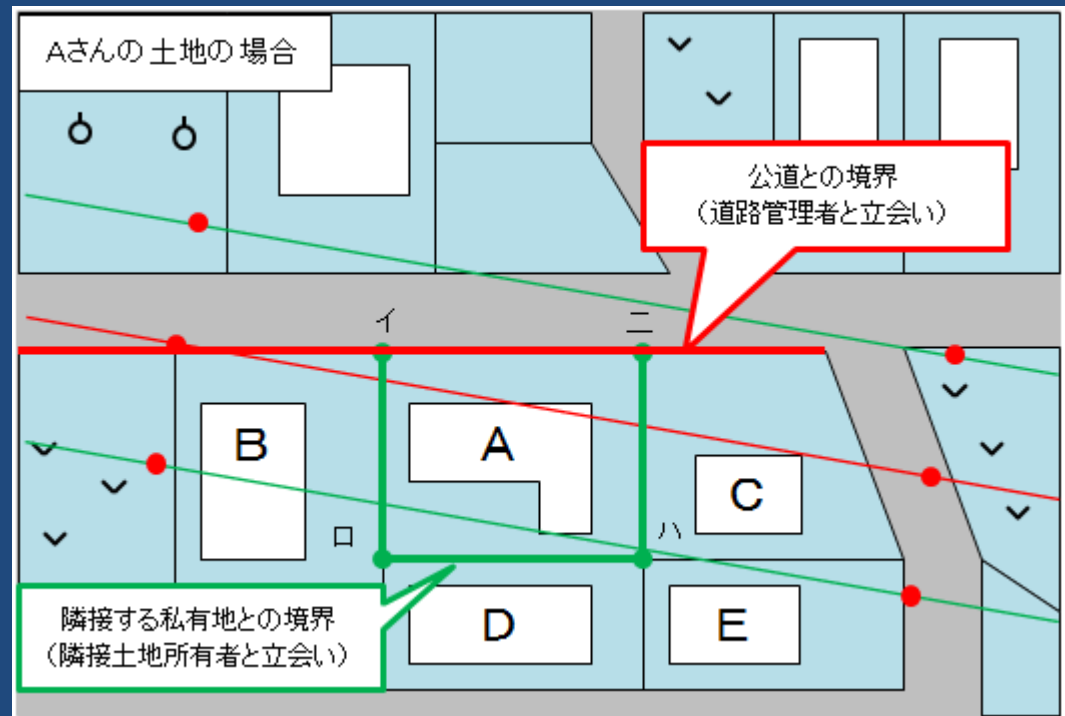
3 平成30年度実施予定測量 について

用地測量とは

用地測量は、道路として取得させていただく土地の面積を求め、道路を整備するために必要となる土地について、周辺の土地との境界を確認し、境界点の測量を行います。なお、事業の範囲はこの段階で現地に標示します。

●用地測量の流れ

1. 境界を確認するための資料収集等
2. 境界を確認するための現地立会い
3. 境界点の測量
4. 個々の土地における道路予定地面積の確定



土地の境界確認について

買収対象となる土地について、周辺の土地との境界を確認のうえ、買収面積を確定する作業です。

下図では例えばAさんの場合、BさんやCさんだけでなくDさんやEさんにも境界を確認するための立会いをお願いし、Aさんの買収面積を確定します。

